

出雲市軽度・中等度難聴者補聴器購入助成について

身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴の程度にある18歳以上の難聴者への助成制度を下記のとおり開始します。なお、18歳以上を対象とした軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入助成制度は県内では初めてとなります。

記

事業目的

日常生活上のコミュニケーション能力及び生活の質の維持向上を図り、もって難聴者の就学や就労、認知症予防等を促すことによって、地域共生社会の実現の一助となることを目的とし、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴の程度にある18歳以上の者に対し、予算の範囲内において、補聴器の購入に要する費用を助成する。

制度概要

1) 制度名 出雲市軽度・中等度難聴者補聴器購入助成

対象者要件（すべてを満たす者）

- ①出雲市内に居住し、住所登録があること
- ②18歳以上であること
- ③市民税非課税世帯または生活保護受給世帯であること
- ④身体障がい者手帳の交付の対象とならない者
- ⑤いずれかの耳若しくは両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者、または、医師が補聴器の装用が必要と認めた者

2) 助成額

25,000円（1件あたり）

（ただし、補聴器一式（イヤーマールド含む）の購入費が50,000円未満のものは対象とならない）

3) 受付開始

令和7年9月1日

4) 受付窓口

出雲市役所福祉推進課、高齢者福祉課、各行政センター窓口

※申請にあたっては、まず市役所窓口で助成対象者の要件確認をした後、具体的なご案内をいたします。

問合わせ先

出雲市役所 福祉推進課 （電話 0853-21-6961） 担当：青木
高齢者福祉課（電話 0853-21-6967） 担当：大菅



補聴器の購入費を 助成します

助成額

25,000円

ただし、50,000円以上の補聴器を
購入した場合に限ります。



対象者

申請日時点で
1～5の要件を全て満たしている方

- 1 出雲市内に居住し、
住民登録があること
- 2 **18歳以上**であること
- 3 **住民税非課税世帯**または
生活保護受給世帯であること
- 4 身体障がい者手帳(聴覚障がい)の
交付対象でないこと
- 5 身体障がい者手帳指定医により
補聴器の使用が必要であるとの
意見書があること

ご注意

次の場合は、助成することができません

- ・本事業の助成決定前に補聴器を購入した場合
- ・50,000円未満の補聴器を購入した場合
- ・集音器、助聴器、補聴器付属品のみを購入した場合
- ・認定補聴器専門店以外の販売店で購入した場合
- ・過去5年以内に補聴器の購入費助成を受けた場合

手続きの流れ

- 1 市窓口で要件を満たしているか
確認する
18歳から64歳の方は福祉推進課、
65歳以上の方は高齢者福祉課にご確認
ください。
(各行政センターでも確認できます。)
- 2 身体障がい者手帳指定医
(聴覚障がい)を受診する
意見書(指定様式)の交付を受けてください。
※意見書作成にかかる費用は自己負担となります。
- 3 市窓口で補聴器購入費助成の
申請をする
意見書(指定様式)をご提出ください。
申請書は窓口でお渡しします。
その際に、補聴器を購入される販売店をお伺
いします。
※認定補聴器専門店のみに限ります。
- 4 市から「助成決定通知書」が届く
- 5 補聴器を購入する
「助成決定通知書」を持って、認定補聴器専門
店で補聴器を購入してください。
(販売店へのお支払額は25,000円を差し引
いた額となります。)



健康福祉部 福祉推進課

高齢者福祉課

電話 21-6961 FAX 21-6598
メールアドレス: fukushi@city.izumo.shimane.jp

電話 21-6967 FAX 21-6974
メールアドレス: kourei@city.izumo.shimane.jp

